

第1 転倒・転落事故

1 鬼ごっこ中の転倒事故（私立幼稚園）

事例

Aちゃんと同じクラスの友達が幼稚園内で鬼ごっこをして遊んでいました。逃げていたAちゃんの前にBちゃんがいたため、AちゃんはBちゃんに「背負って」と頼みました。Bちゃんは、Aちゃんを背負って走り出そうとした際に、Aちゃんを背負ったまま前のめりに転倒し、骨折してしまいました。

【被害者】6歳・女児

【事故現場】私立幼稚園の遊戯室

ポイント

本事例では、幼稚園が、ケガをした園児に対し、債務不履行責任（民415）あるいは無能力者の監督者の責任（民714）を負うのが問題となります。

具体的には、AちゃんがBちゃんに「背負って」と頼んだ行為を原因として発生している事故ですが、Aちゃんには責任能力がなく法的責任を負わないため、幼稚園がAちゃんを「監督する者」として責任を負うのが問題となります。

解説

1 責任無能力者の行為

故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を

侵害した者は、その損害を賠償する責任を負うのが原則ですが(民709)、未成年者で、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、賠償責任を負わないものとされています(民712)。この「自己の行為の責任を弁識するに足りる能力」のことを責任能力といいます。責任能力の有無は、各自の知能発育の程度・環境・地位・身分などによって個々の事案に応じて判断されるものですが、裁判例によれば、11歳前後からこれを認めており、6歳の子どもに責任能力を認めた事例はありません。

したがって、Aちゃんには責任能力は認められません。

2 園児らの行為の違法性

責任無能力者の行為につき監督者が責任を負うのは、責任無能力者の行為が不法行為の要件を満たす場合です。本事例では、AちゃんがBちゃんに背負ってもらった行為に不法行為の成立要件の一つである違法性が認められるかが問題となります。

この点、社会の倫理概念ないし条理によって是認される行為は違法性を欠くものと解されています。本事例においては、AちゃんとBちゃんが行っていた鬼ごっこという遊戯は、それ自体特段危険な遊びではなく、条理上是認されるものということができるため、Aちゃんの行為には違法性がなく、不法行為の成立要件を満たさないと考えられます。したがって、不法行為の要件が満たされることを前提とする幼稚園の責任も認められません。

3 責任無能力者の監督義務者の責任

本事例では、幼稚園は責任を負わないと考えられますが、仮に本事例と異なり、園児の行為に違法性が認められた場合においては、どの範囲で幼稚園や担当教諭、園長の責任が認められるかが問題となりま

す。幼稚園が監督義務者である場合、担当教諭や園長は、「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」として、損害賠償責任を負うとされていることから（民714②）、この監督義務の範囲が問題となります。

この点について、和歌山地裁昭和48年8月10日判決（判時721・83）は、保育園の園長の監督義務の範囲につき、「地位、権限、義務等に照し、当該行為を全く予期しえない等の特別な事情がないかぎり保育園における保育およびこれに随伴する生活関係におよぶものというべきであるから、右生活関係について監督義務を怠らなかつたことを立証しないかぎり、責任を免れないと解される。この点は、小学校あるいは中学校において、学校教育活動およびこれと密接不離の関係にある生活関係に限定される監督義務の範囲とは、広狭自ら異るといわなければならない。」と判断しており、保育園長の監督義務の範囲をかなり広い範囲で認めています。

本事例では、Aちゃんの行為に違法性が認められないため、幼稚園側の代理監督者責任も認められませんが、違法性が認められるような事案においては、幼稚園の担当教諭や園長の責任が認められる可能性があります。

アドバイス

本事例のような園児同士の遊戯中の事故は、その予想が困難な場合も多く、防ぐことが難しいのが現状です。子ども同士の遊戯による事故については施設側が賠償責任を負うリスクは低いですが、子どもの行為に違法性が認められた場合には監督責任が広く認められる傾向にあることから、担当教諭としてはできる限り子どもたちの状況に目を配り、危険な遊戯行為に及んでいた場合には中止させることが後のトラブル防止のためには重要でしょう。

〔参考となる判例〕

○小学校2年生の女兒が学校内で友達と鬼ごっこをして追いかけていた最中、付近に立っていた当時同小学校1年生であった児童に対し逃げるために背負ってくれるように頼むとともに、背負われると同時に走るよう促したところ、背負った児童が走ろうとしてその場に転倒し、傷害を負った事案において、責任能力がない児童が「鬼ごっこ」という一般に容認される遊戯中他人に加えた傷害行為は、特段の事情の認められない限り違法性を欠くものであるとして、傷害を負った児童から背負われた児童の親権者に対する民法714条に基づく請求を棄却した事例
(最判昭37・2・27判時293・14)

25 インフルエンザ感染による保育拒絶事例（私立保育園）

事例

Aちゃんの通っている私立保育園においてインフルエンザの感染者が1クラス10名以上出るという事態が発生したため、保育園は園児らの保護者に対して1週間の登園自粛を求めました。後日、Aちゃんの母親が、Aちゃんを保育園に預けることができなくなったため仕事を休まざるを得なくなったと主張し、その間の給料相当額の金銭の支払を保育園に求めてきました。

ポイント

本事例では、保育園が園児の保護者に対し、債務不履行責任（民415）を負うのかが問題となります。

具体的には、債務不履行責任が生じるためには債務者の責めに帰すべき事由（帰責性）が必要であるため、保育園が園児に登園自粛を求めたことに帰責性があるといえるかが問題となります。

解説

1 インフルエンザの感染が発生した場合に採り得る措置

保育園においてインフルエンザの感染者が複数名出た場合に、保育園としてはそれ以上感染が拡大しないためにどのような措置をとることができるか、休園や登園自粛を求めることも許容されるかが問題となります。

この点、厚生労働省制定の「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成21年8月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)においては、新型インフルエンザが大きな健康被害と社会的影響を及ぼし得るものであることを考慮し、感染症発生時には、「子どもと保護者への対応を十分に考慮し、感染症発生時における保育所の臨時休業等を含む緊急時の対応について保護者に協力を求めておくことが必要」であるとしています。また、新型インフルエンザの感染力の強さ、幼児の抵抗力の低さ等を考慮すると、通常の保育を続けることによる新型インフルエンザの感染拡大や、より多数の園児らに重大な健康被害が及ぶ危険を避けることは保育園にとっては重大であるといえます。

そして、新型インフルエンザではない季節性のインフルエンザも毎年多くの死亡者が出る重大な感染症であることからすると、保育園においてインフルエンザの集団感染が確認された場合には、保育園としては、合理的な期間の登園自粛を求めるという方法をとることも許されると考えられます。事例においては、1クラス当たり10名以上の感染者が出るという感染が広がった状況であり、登園自粛を求める1週間という期間も不当に長いとはいえないことから、合理的な措置であるといえます。

2 保護者の不利益

他方、多くの保護者は働くために保育園に子どもを預けているため、保育園から休園や登園自粛の要請があった場合に、他に子どもを預ける場所が見つからないと仕事を休まざるを得ないという不利益を被ることになります。しかし、保育園において園児のインフルエンザの集団感染が発生し、死者や重篤な患者が発生することを避けるという目的は、より多くの園児やその保護者の利益に資するものですので、一部の保護者が不利益を被ることはやむを得ないものと考えられます。

3 本事例における保育園の帰責性

保育園には保育サービスを提供する義務はありますが、保育拒絶（そもそも、インフルエンザ流行による登園自粛について、保育拒絶という表現がなじみませんが）が正当なものであれば、何ら責任を問われるものではありません。債務不履行責任の成立要件である責めに帰すべき事由（帰責性）がないといえるでしょう。この帰責性の有無の判断は、登園自粛を求めることが保育園にとってやむを得ないものであったかどうかによることになり、具体的には、保育園においてインフルエンザの感染が発生した際に、それが広がるのを防止するためにどのような措置をとることが許されるのかが問題となります。

本事例では、前記のとおり、保育園が保護者に対して登園自粛を求めたことは、インフルエンザの感染拡大防止のための措置であってやむを得ないものであり、このような措置をとることも合理的であることから、帰責性は認められないと考えられます。したがって、保育園にAちゃんの母親に対する債務不履行責任は成立せず、請求に応じる必要もありません。

アドバイス

インフルエンザなどの感染力の強い流行性疾患については、場合によっては保護者の保育の利益よりも、登園自粛や休園などの措置によって感染拡大を積極的に防止することが必要となるでしょう。もっとも、そのような場合においても、子どもを預ける必要があるという保護者の利益には配慮し、事前にアナウンスしておくべきであるほか、措置の内容も保護者に過度の不利益が及ばないように配慮することが、保護者との間のトラブルを防ぐためにも重要であるといえます。